

## 資料 1

### 職場での新型コロナウイルス感染症対策の考え方と対策例

#### 1. 基本的な考え方

職場における新型コロナウイルス感染症対策は3密（密閉、密集、密接）の回避が基本です。密集・密接対策としては濃厚接触（1メートル以内かつ15分以上の接触）を避けることが、密閉対策としては換気（2方向の窓を1回、数分間程度、毎時2回全開に、あるいはビル管理法に基づく空調基準を満たす）が特に重要です。また新型コロナウイルス感染症は無症状でも感染している可能性があるため、飛沫防止のためにマスクを着用することが重要です。また、新型コロナウイルス感染症は手を介して接触感染するため、こまめな手洗いが極めて重要です。

#### 【対策の3本柱】

- ① 密閉・密集・密接にならない働き方
- ② マスク着用（飛沫感染防止）
- ③ こまめな手洗い

#### 2. 働き方の違いによる取組の例

実際の対策検討においては【対策の3本柱】に加え、個人（従業員・利用者）と職場が行うこと（対策の策定と対策を遵守する仕組みの整備等）を分けてシンプルに示すことが重要です。それぞれの従業員の働き方を考えながら、以下の取り組み例を参考に各事業場における対策を検討しましょう。

#### （全般的な対策例）・・・従業員向け

- 対策責任者・担当者を決め、緊急事態制限等に伴って業種ごとに指定された対策を実行する
- テレビ会議等の活用によりテレワーク（在宅勤務）を推進するとともに出張を減らす
- 時差通勤、自動車・自転車通勤を許可する
- 職場では、人と人との距離を1メートル以上保持する（マスクは着用）
- 距離の確保が困難な場所ではビニールシート等で仕切りを設ける
- 対面での会話はできる限り15分以内にする
- 換気に努める（例：出来る限りすべてのドアを開放しておく）

- 換気の悪い密閉空間を閉鎖する（例：喫煙場所）
- 社員食堂等の座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせる
- 複数の人の手が触れる物品や場所は界面活性剤を含む住居用洗剤（台所用、浴室用など）かアルコール（70～80％）を用いて清拭または洗浄する（例：朝出勤時、昼食後等）
- 同じ空間に上司、同僚、顧客等の他者がいる時はマスクをする
- 出勤時、外出帰着時、食事の前には必ず石鹸で手を洗う
- 発熱（37.5 度以上）、倦怠感、咳などの症状があるとき、体調が悪いときは出勤しない
- 風邪症状がでたものの新型コロナウイルス感染症と診断されなかった場合は、症状出現後 8 日を経過し、かつ服薬なしの状態ですべての症状消失後 3 日間を経た後に出社する
- 症状出現時に安心して休めるよう休暇等の制度に従業員に周知する

#### （全般的な対策例）・・・利用者・顧客向け

- 対策責任者・担当者を決め、緊急事態制限等に伴って業種ごとに指定された対策を実行する
- 混雑を予防する（例：混雑時間帯の掲示、マスクは開店時には販売しない、チラシを作成しない等）
- 利用者が石鹸で手を洗える、あるいは手指消毒できる環境を整える
- 一定間隔を空けた待機を促すサインを床などに設置する
- 接触の少ない商品販売方法を検討する（バラ売りをやめパック詰め販売とする等）
- 座席数を削減し、顧客が向き合って座らない形に配置する
- レジ等の前に透明の間仕切りを吊り下げ、飛沫の飛散を防ぐ
- キャッシュレス決済やコイントレーの使用を励行する
- 換気に努める（例：出来る限りすべてのドアを開放しておく）
- 3密（密閉・密集・密接）空間を閉鎖する（例：喫煙場所）
- 定時に手すりなどをアルコール消毒する
- インターネット等で注文を受け付ける
- テイクアウトやドライブスルー方式での受け取り、デリバリーサービスを提供する
- 妊婦や高齢者等が優先的に来店できる時間帯を設ける
- 取り組みを店頭やHP等に掲載する

(対策の枠組み)・・・職場・事業場ごとの“新しい働き方様式”の確立に向けて

	従業員	利用者
3密にならない	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">                     緊急事態宣言等に基づく対策                      職場ごとの自主的な対策                      特定集団（例：業務内容・高齢者）への配慮                      対策を遵守する仕組み                 </div>	
マスク着用（飛沫感染防止）		
こまめな手洗い		

### 3. 新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シートについて

職場の状況は多様であり、一律の対策を当てはめることは困難です。計画・対策の立案にあたっては、新型コロナウイルス感染症予防の基本的な考え方（【対策の3本柱】）にもとづいて従業員同士の意見交換のもと職場の実状にあった効果的な対策を同定し、今すぐ実施すべきものから速やかに実行し始めることが重要です。「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」はこのような観点に立って開発されたもので、その特徴として職場で行う対策を抜け落ちなくすべてチェックするのではなく、職場にあった対策を選び、優先度をつけるためのものです。まず、例示されている対策案のなかから職場にあったものを選択しましょう。そのうえで、重点的に取り組むものを選び、対策の内容を職場の実状に合わせて具体的に記載しましょう。

### 4. 職場での新型コロナウイルス感染症対策例

事業所毎の新型コロナウイルス感染症対策を検討するうえでのヒントとして、これまでに検討された対策例を紹介します。職場の実状に合わせて対策内容を選択・改編し、有効な対策に着実につなげましょう。

#### (運輸業)

##### 1) 従業員の健康管理

- 点呼時及び定時連絡時に、日々の検温、風邪症状の有無を確認する
- 改善基準告示を遵守し、長時間労働を避け、睡眠・休息時間を十分確保する

##### 2) 点呼時

- アルコールチェッカーは携行型など1人1人専用の物を用いる。据え置き型を共用する場合は、マウスピースは毎回交換する。
- 3) 受け渡し・荷役作業時の対策
  - 荷役のパレット化、省力・アシスト機器の活用により作業負荷（呼吸換気量）を下げる
  - 複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離を取って行う
  - 手洗いが困難な場合は、荷役作業時に使い捨ての手袋を使用する方法も検討する
  - 商品の受け渡し方法について、相手先と事前相談し、非対面受け取り対応（いわゆる「置き配」）を行う
- 4) 休憩時の対策
  - 可能な限り飲食店ではなく、車内や宿泊する個室で食事を摂る
  - 飲食店で食事を摂る場合は、他人との距離を取る（混んでいる店は避ける）
- 5) 共用を避けることと共用器具の消毒
  - できるかぎり1車1人制とする
  - 始業前、終業時にハンドル、チェンジレバー、ドアノブ、端末のボタンなど手で触れる頻度の多いところをアルコールや次亜塩素酸ナトリウムによる拭き取り消毒を行う

#### （製造業）

- 事業所長を対策責任者、産業医・産業保健職・衛生管理者等を対策担当者に選任する
- 製造部門とオフィス部門の対策は区別して検討し、推進する。
- 入構前教育に新型コロナウイルス感染症対策の内容を含める
- 定常の作業用保護具に加え、職場感染予防のためのマスクも配布する
- 朝礼・点呼は可能な限り少人数、短時間で行う（マスク着用）
- 発注元企業は協力企業の取り組みを支援し、対策を一体的に推進する
- 協力企業用の休憩所の3密を解消する

#### （コールセンター）

- マイク・マウス・キーボードカバーは共用をやめて個人専用とする
- 各従業員が使う席を固定する（接触感染リスク低減、濃厚接触者特定対策）

#### （小売店舗）

- 1) 顧客の感染予防

- レジ待ちスペースの床に距離を空けてもらう目安になるサインを設置する
- レジ前に透明の間仕切りを吊り下げ、飛沫の飛散を防ぐ
- 接触機会削減のため、現金手渡しを避け、コイントレーの使用を励行する
- 定時に買物カートのハンドル部分や手すりなどをアルコール消毒する
- 惣菜のバラ売りを取りやめ、パック詰めや袋詰めなどに変更して販売する

#### 2) 混雑の緩和

- 開店直後等の混雑や混乱の緩和を図る（例：マスクは開店時には販売しない旨を告知する）
- 売場の混雑回避と商品供給の安定化を図る観点からチラシを作成しない
- 混雑時間帯を掲示してオフピークタイムでの買い物を呼びかける

#### 3) 高齢者等への配慮

- 妊婦や高齢者等が優先的に買い物できる時間帯を設ける
- インターネット等で予約注文を受け付け、店の駐車場等でドライブスルー方式で注文商品を受け取れる仕組みを採用する
- 移動販売を開始する
- 地元のタクシー会社等と共同で買物代行サービスを開始する

#### 4) 従業員へのケア

- 無理な要望に事業所として組織的に対応できる連絡体制を構築する（品薄等により顧客からの過剰な要求に追われるケースを想定）
- モチベーションを維持するための対策を検討する

### （飲食店）

#### 1) 顧客の感染予防

- 座席数を減らす（1席ずつ間隔を空けて座るよう掲示する）
- 座席配置は対面を避ける
- 店内でも料理等を待つ間等はマスクを着用するよう顧客に呼びかける
- 利用制限時間を掲示し、店内に長居をしないよう呼びかける
- テイクアウトやデリバリーサービスを提供する
- インターネット等を通じた非対面型オーダーを受け付ける（飛沫感染予防）
- 電子決済を採用して非対面型の配送（いわゆる「置き配」）を行う

#### 2) 従業員の感染予防

- 従業員はマスク着用し、出勤前に連日、健康チェックを行う
- 従業員は日頃からの衛生管理を励行する

\* 広島県ホームページ

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-level-change.html>) には以下の業界団体等が策定した感染防止対策を掲載中です。

- (大学・学習塾等) 指定自動車学校から感染者を出さないための対応
- (博物館等) 博物館等の開館に向けた考え方について
- (劇場等) 映画館・劇場の営業再開に向けた感染予防対策について
- (商業施設) ペット美容室における感染防止対策

## 5. 引用

本書は以下の資料等を参考にして作成されました。

- 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト (厚生労働省)
- 職場改善のためのヒント集 (平成 14～16 年度厚生労働科学研究労働安全衛生総合研究費「職場環境などの改善方法とその支援方策に関する研究」)
- 企業向け新型コロナウイルス対策情報 (産業医有志グループ/東京商工会議所 HP より) <https://www.tokyo-cci.or.jp/kenkokeiei-club/covid-19/>
- 小売店舗における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための取組事例紹介 (公益財団法人 流通経済研究所) <https://distribute-dei-taisaku.jp/>